

令和8年度障害福祉サービス等職員就業促進事業

書類提出の手引き

1 受託決定・求人活動	(Step1)	26
2 採用が決まったら(雇用確定時)	(Step2)	28
3 雇用終了後	(Step3)	31
4 申請書類等記入例		35

◆ 委託契約の締結

事業の実施について、受託が決定した法人と社会福祉法人東京都社会福祉協議会とで委託契約を締結します。人材センターからの案内に従い、指定された期日までに契約手続きを行ってください。

※期日までに手続きが行われない場合は契約締結ができないため、本事業の利用はできません。

◆ 求人活動

受託決定日以降は、本事業対象者の求人活動が認められます。各法人にて工夫して積極的に求人活動をさせていただきます。

- ・本事業対象の求人広告として経費を計上する場合、「領収書の写し」及び「実際に掲載した求人広告の写し」が必要です。
- ・提出書類に不備があるなど、本事業対象経費であることが明確でない場合には、委託料を支払うことができません。
- ・書類の提出は実績報告時となりますが、求人広告等の発注段階から、以下の要件を満たした書類を提出できるように準備し、大切に保管してください。
- ・「実際に掲載した求人広告の写し」は WEB や SNS 広告等の場合も必要です。該当の掲載ページの画面を保存しておくなどして、掲載終了後でも必要書類を提出できるようにご準備ください。なお、保存の際は掲載サイト等の媒体名も記載されるようご注意ください。

求人広告掲載の要件

＜使途＞下記の3つに限ります。

- ①求人情報誌や求人情報サイト、SNS（動画は除く）への求人情報掲載経費
- ②新聞折込チラシの印刷経費・折込手数料
- ③ポスティングチラシの印刷経費・配布手数料

⇒領収書の但し書き等で、本事業の対象となる使途であることを確認します。

＜掲載期間＞

受託決定日以降、令和8年11月1日まで

⇒領収書の但し書き等で内容を確認します。

＜掲載内容＞下記の3つを含む内容としてください。

- ①本事業対象者の求人であることが明らかであること
⇒領収書の但し書きに本事業求人広告掲載費であるとの記載がある ＋ 実際に掲載した広告の写しが本事業対象求人の内容である（両方の書類でそれぞれ確認します）。
- ②勤務場所（本事業決定事業所であること）
- ③雇用形態（正社員以外、有期雇用、生活支援員等（福祉・介護業務の従事者であること））

＜掲載時の留意点＞

- ・本事業対象者の求人を、対象外の求人と同時に行うことは可能です。ただし、委託料の請求に当たっては、勤務形態や募集職種等で案分することにより、本事業にかかった分の金額のみを算出してください。案分の比率に定めはありません。
- ・本事業と異なる内容（例：Wワーク可、週1からOK等）が掲載されている場合は、事業外求人の掲載があるとみなします。

（例１：勤務形態）

２０万円の求人広告に「生活支援員（正社員）、生活支援員（パート・就業促進）」で募集をした場合
→ $20\text{万円} \div 2 = 10\text{万円}$ を就業促進の対象経費として計上

（例２：職種）

１６万円の求人広告に「サービス提供責任者、ケアマネジャー、事務員、生活支援員（就業促進）」
で募集をした場合→ $16\text{万円} \div 4 = 4\text{万円}$ を就業促進の対象経費として計上

◆ 提出書類

※対象者1人につき1つのExcelファイルを作成します。雇用確定時から実績報告まで、同じExcelファイルを更新しながら作成してください。雇用確定時に入力した対象者の情報が自動的に実績報告様式に転記され、簡単に入力できます。

※作成の際は、③報告様式3（Excel ▶「雇用時報告様式～実績報告【◆対象者ごと】」）→②報告様式2（Excel ▶「雇用時報告様式～実績報告【◆対象者ごと】」）→①報告様式1（Excel ▶「雇用時報告様式～実績報告【◇法人ごと】」）の順に作成してください。

	提出書類名	様式	注意事項	作成方法	記入例
①	雇用確定状況管理書	雇用時報告様式1 Excel ▶「雇用時報告様式～実績報告【◇法人ごと】」	・<u>当該月までに採用したすべての対象者について漏れなく記入</u> ・上限額を記載	＜ <u>法人で1枚作成</u> ＞	P.35

	提出書類名	様式	注意事項		記入例
②	雇用確定届	雇用時報告様式2 Excel ▶「雇用時報告様式～実績報告【◆対象者ごと】」	・<u>勤務時間数の区分に応じた上限額が確定</u> ・実績報告時の委託料シミュレーション	＜当該月に雇用した <u>対象者ごとに1枚</u> ずつ人数分を作成＞	P.36
③	雇用条件等対象者確認書	雇用時報告様式3 Excel ▶「雇用時報告様式～実績報告【◆対象者ごと】」	・<u>雇用開始前に、対象者に本事業について説明の上、対象者本人が条件等を確認し 自署が必要</u>	＜対象者ごと＞	P.37
④	雇用契約書の写しや労働条件通知書等、賃金の根拠資料となる書類	—	・<u>上限額の範囲内で、1時間当たり単価が決定</u> ・<u>処遇改善手当を除いた基本給が都内最低賃金を超えなければならない</u> ・「東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当」との併用は不可 ・勤務形態や業務内容が本事業の要件を満たさない場合は対象外 ・対象者の就業場所となる事業所名、サービス種別を記載	＜対象者ごと＞	

◆ 提出方法

対象者を雇用した場合、雇用した月の翌月5日まで（ただし、11月1日採用者は11月5日まで）【下表参照】に提出書類①～④をすべて郵送にて提出してください。

※提出は、実際に入職したことを確認してからとし、雇用した月単位で、法人でまとめて提出してください。

※提出期限は厳守してください。期限までに提出されない場合、事業対象者と認められず、委託料の支払いができない場合があります。

	雇用開始日	雇用確定状況管理書等の提出締切 ※当日消印有効
1	契約締結日～7月31日（金）	8月5日（水）
2	8月1日（土）～8月31日（月）	9月5日（土）
3	9月1日（火）～9月30日（水）	10月5日（月）
4	10月1日（木）～10月31日（土）	<u>11月5日（木）</u>
5	11月1日（日）	<u>11月5日（木）</u>

※10月雇用者と11月1日雇用者の提出期限は同日のため、まとめて郵送いただいても構いませんが、提出書類①～④は10月雇用分と11月1日雇用分を分けて作成・準備してください。

<雇用確定時に注意すること>

委託料上限額について

- ・委託料の上限額は、198万円又は120万円のいずれかです。
- ・対象者（就業者）の勤務時間区分（週30時間以上か未満か）によって決まります。
※実際に生じた経費がこの上限額を超えたとしても、超えた分は委託料として請求できません。
※事業期間中に、勤務時間区分および上限額を変更することはできません。
- ・雇用確定時の委託料シミュレーションは、事業を実施していく際の目安です。このシミュレーションによって出された金額そのままが委託料となるわけではありません。

賃金の計算方法について

- ・就業者に実際に支払う時給をもとに、賃金計算に必要な「1時間当たり単価」を決定します。
- ・雇用確定時に提出いただく「雇用確定届」（提出書類②）にて、「雇用契約書等に記載された時給（相当）」と「上限額1,300円（1時間あたり）」を比較して、少ない方の額を「1時間当たり単価」とします。
- ・雇用確定届で決定した「1時間当たり単価」をその後変更することはできません。最終的に支払い対象となる賃金は、この「1時間当たり単価」を上限に、実際の勤務時間（超過勤務を除く）を乗じて算出します。

●「1時間当たり単価」の決定方法

【例】時給（相当）1,250円 → 1時間当たり単価 1,250円 ※全額を都が負担
時給（相当）1,500円 → 1時間当たり単価 1,300円 ※差額は事業者負担

●時給（相当）の確認・算出方法

- ・雇用契約書の写しや労働条件通知書等、賃金の根拠資料となる書類により確認します。
（A）時給の場合
- ・雇用契約書等に記載のある時給がそのまま時給（相当）となります。

(B) 月給の場合

- ・ 予定雇用期間の「所定労働時間の月平均」で月給を除して算出します。※1円未満は切り捨て
- ・ 「所定労働時間の月平均」は、小数点以下を切り上げた整数の時間数で算出してください。

【例】

- ・ 月給（諸手当含む）220,000円
- ・ 予定雇用期間8～1月の所定労働時間

8月	9月	10月	11月	12月	1月
125時間30分	125時間	135時間	143時間30分	132時間	134時間

→手順①「所定労働時間の月平均」を算出

(125.5+125+135+143.5+132+134)時間÷6ヵ月=132.5÷133時間(小数点以下切り上げ)

手順② 時給(相当)を算出

月給 220,000円÷133時間=1654.1÷1654円(1円未満切り捨て)

※この場合、1,300円(上限額)を「1時間当たり単価」として都が負担(差額は事業者負担)

研修受講

・ 本事業では、対象者(就業者)が期間中に雇用確定届にて申請した研修を受講・修了することが必須条件です。

・ 対象研修を複数受講させることは可能ですが、就業者1人が、本事業を利用して受講できる研修はいずれか1つとし、複数受講にかかる研修受講料は委託費の対象外となります。

・ 雇用確定届の内容から、研修受講予定が適切なものかを確認しますので、雇用確定届の提出日までに受講する講座を選定し、研修機関・日程等を記載してください(提出時点で受講料の支払いが済んでいるかどうかは問いません)。

・ 以下の点にご注意ください。

✓研修機関への申し込みは、事業者(法人)が行う

✓受講料の支払いは、事業者(法人)が行う

✓領収書の宛名は、事業者(法人)宛

✓領収書の但し書きには、対象者名と受講研修名を記載

※対象者個人宛の領収書は原則不可となります。やむを得ない場合には個人宛の領収書と、事業者(法人)が受講料を支払ったことを証明できる書類の両方を実績報告時に提出してください。

<雇用期間中に注意すること>

・ 本事業の有期雇用契約期間中は、勤務時間・勤務形態の変更はできません。

・ 当初週30時間以内(週3日勤務)で雇用していた者を、週40時間(週5日勤務)の雇用に変更することは認められません。

・ また、本人の希望等により異動させることも認められません。

・ やむを得ず異動させる場合や勤務形態を変更する場合は、本事業の対象期間は、異動時点・勤務形態変更前までの期間となります。この場合、雇用終了時と同様の手続きをしてください。ただし、その時点で研修未修了の場合には、委託料の対象とはならない可能性もあります。

◆ 提出書類

※②については、**雇用確定時に作成した Excel ファイルを更新**する形で、作成してください。

雇用確定時に入力した対象者の情報が自動的に実績報告様式に転記され、簡単に入力できます。

※「雇用確定届」に記載の期間満了前に退職した場合も、必ず報告してください。

	提出書類名	様式	注意事項	作成方法	記入例
①	請求書・請求対象者一覧	実績報告様式 2 Excel ▶「雇用時報告様式～実績報告【◇法人ごと】」		＜法人で 1 枚・当該月ごとに作成＞	P.38

	提出書類名	様式	注意事項	作成方法	記入例
②	実績報告書（対象者別内訳）	実績報告様式 1-1, 1-2 Excel ▶「雇用時報告様式～実績報告【◆対象者ごと】」		＜当該月に退職した 対象者ごと に 1 枚ずつ人数分を作成＞	P.40
③	賃金台帳の写し	—	・労働時間数及び社会保険の加入状況の証明書類として賃金台帳の写しは必須 ※<u>月途中で雇用期間が修了となる場合等は、日ごとの労働時間数が分かるタイムシートや勤務報告書も必要</u> ※<u>労働時間（合計）のうち、時間外労働を含まない時間数が分かる書類であること</u> ※<u>社会保険の控除等、対象者の加入状況が分かる書類であること</u>（ただし、社会保険の加入義務がない者については不要）	＜対象者ごと＞	P.42
④	研修受講料の領収書の写し	—	・事業者（法人）名の宛名 ・但し書きに対象者名／受講研修名記載 ※ただし、受講費用が発生しない無料の研修は提出不要	＜対象者ごと＞	P.43

※次頁は、求人広告費を計上する場合のみ提出

	提出書類名	様式	注意事項	作成方法	記入例
⑤	求人広告費管理表	Excel ▶「雇用時報告様式～実績報告【◇法人ごと】」	・本事業対象の求人広告に要した経費について、対象者に計上する場合の総括表	＜法人で1枚・当該月ごとに更新して作成＞	P.44
⑥	求人広告の領収書の写し	—	・求人広告に要した経費の証明書類	＜法人で1枚＞	P.46
⑦	⑥で実際に掲載した求人広告の写し	—	・本事業対象の求人広告を実際に掲載したことが確認できる書類 ※提出した領収書と対応すること	＜法人で1枚＞	P.47

◆ 提出方法

- ・対象者の雇用が終了した場合（本事業対象雇用期間満了の場合もしくは対象者が期間満了前に退職に至った場合）、雇用が終了した月の翌月末日まで（ただし、雇用終了が1月の場合は2月10日まで）【下表参照】に、提出書類①～⑦をすべて郵送にて提出してください。
- ・複数の対象者の書類を提出する場合、対象者別に②、③、④の書類をクリップ等でとめ、①の請求対象者一覧の記載順に並べてください。
- ・対象者を1人も雇用しなかった場合には、提出書類はありません。

◆ 委託料の支払い

- ・人材センターは、請求書等の提出を受け、請求書の提出があった締切日から30日以内（但し、2月10日締切分は3月末まで）に、各対象者の雇用確定届で確定した委託料上限額の範囲内で、実績に基づいて委託料をお支払いします。

※期限までに提出されない場合、委託料の支払ができない場合があります。

	雇用終了日	請求書類（実績報告書・請求書） の提出締切 ※当日消印有効
1	契約締結日～7月31日（金）	8月31日（月）
2	8月1日（土）～8月31日（月）	9月30日（水）
3	9月1日（火）～9月30日（水）	10月31日（土）
4	10月1日（木）～10月31日（土）	11月30日（月）
5	11月1日（日）～11月30日（月）	12月31日（木）
6	12月1日（火）～12月31日（木）	1月31日（日）
7	1月1日（金）～1月31日（日）	<u>2月10日（水）</u>

※委託料の振込予定日については前日までにメールにてご連絡します。振込額について個別に通知することはありません。

<実績報告時に注意すること>

免税事業者・課税事業者【消費税】について

- ・免税事業者、課税事業者のどちらに該当するかで、経費の積算方法が異なります。
 - ・どちらに該当するかは、応募内容の控えおよび雇用確定時の書類に記載されています。
 - ▶免税事業者：「研修受講費」「求人広告費」は**税込額**
 - ▶課税事業者：「研修受講費」「求人広告費」は**税抜額**：委託料の総額に消費税（１０％）を掛けて算出
- ※万が一、応募時と免税/課税状況に変更が生じた場合は速やかにご連絡ください。

賃金台帳等について：労働時間数／時間外労働時間数の確認

- ・雇用期間中の月ごとの**①労働時間数 および ②実績報告に含むことができない時間外労働時間数を確認できる賃金台帳の提出が必要**です。
- ・賃金台帳が事業所がない場合は、法人本部に確認し、提出するようにしてください。
 - ※賃金台帳の様式は、東京労働局のホームページにも掲載しています。
- ・なお、下記の例の場合、賃金台帳だけではすべての労働時間数が確認できません。その場合は、賃金台帳に加えて、日ごとの労働時間数が分かるタイムシートや勤務報告書等も提出してください。

（例１：賃金の締め日と一致しない場合）

賃金の締め日が毎月２０日の事業者において、７/１～１１/３０に雇用した対象者の報告
⇒７/１～１１/２０分については賃金台帳、１１/２１～１１/３０分はタイムシートの写しを提出（１日ごとに時間外労働を除く労働時間数を明記すること）

（例２：賃金台帳の作成が間に合わない場合）

賃金の締め日が毎月末日の事業者において、８/１～１/３１に雇用した対象者の報告
⇒１/１～１/３１分の賃金台帳の作成が２/１０の提出期限に間に合わなければ、８/１～１２/３１分については賃金台帳、１/１～１/３１分はタイムシートの写しを提出（１日ごとに時間外労働を除く労働時間数を明記すること）

（例３：月途中で雇用期間が終了となる場合）

本事業における有期雇用契約期間は１２/１５まで（計上できる労働時間は１２/１５まで）であるが、継続雇用となり、賃金台帳上の１２月の賃金は１２/１～１２/３０分である対象者の報告
⇒～１１/３０分までについては賃金台帳、１２/１～１２/１５分はタイムシートの写しを提出（１日ごとに時間外労働を除く労働時間数を明記すること）

賃金台帳等について：社会保険の加入状況の確認

- ・社会保険の加入義務があるものについて、適切に加入手続きがされているかどうかを賃金台帳等により確認します。
- ・有期雇用期間すべての期間の社会保険の加入状況（社会保険料の控除状況等）が分かるものが必要です。
- ・社会保険への加入義務がない場合は、実績報告様式 1-1 の「法令遵守の宣誓」欄にて遵守状況を確認します。

研修受講料の領収書について

・領収書は、以下の点に注意してください。

✓宛名は、事業者（法人）宛

✓但し書きには、対象者名と受講研修名を記載

※上記を満たした領収書が提出できない場合、請求書＋法人が支払ったことの証明書でも場合により可とします。

・講座が自社開講の場合、自社で開講している旨・研修機関名・研修受講期間・対象者氏名・金額（研修受講料を計上する場合）を明記した書類に法人印を押印のうえ提出してください。また、自社開講の講座の研修費用を法人が負担している場合は、領収書に代わり、対象者の研修費用を法人で負担していることがわかる会計関係帳簿（例：総勘定元帳等）を提出してください。

・受講費用が発生しない無料の研修を修了した場合には、領収書の提出は不要です。研修の申込み及び受講状況は、実績報告書（実績報告様式 1-1）の「②研修受講費」欄の記載にて確認します。

求人広告費の証明書類について

・領収書等の提出の際は、「求人広告費 管理表」を作成し提出してください。本管理表は実績報告時に求人広告費を計上する対象者がいる時には毎月更新の上、提出してください。（記入例については、P.44～45 を参照してください。）

・本事業対象の求人広告として経費を計上する場合、「領収書の写し」及び「実際に掲載した求人広告の写し」により、本事業対象求人にかかる経費であることを確認します。提出書類に不備があるなどで、本事業対象経費であることが明確でない場合には、委託料を支払うことができません。（注意点については P.26 を参照してください。）

※経費の支出を証明する領収書等はその『写し』を提出してください。

なお、原本については、事業者（法人）にて関係帳簿と共に事業完了年度から 5 年間保管してください（委託契約書第 8 条 2 項）。

4 申請書類等記入例

※ 次頁以降に Step 2・3 の各段階で提出が必要な書類の記入例を記載しています。

・ P. 35～37 Step2

・ P. 38～47 Step3

新たに雇用を開始した対象者がいる場合、
雇用開始日の翌5日(11月1日雇用開始の場合)

①雇用確定状況管理書(雇用時報告様式1)

東京都社会福祉協議会 様

令和 8年 9月 1日

セルの 説明	要入力箇所
	要選択箇所
	入力不要箇所

セルの説明に沿って
入力ください。

受託者 法人名 社会福祉法人フクシロウの会
担当者名 人材 太郎
TEL 03-5211-〇〇〇〇

見本

雇用確定状況管理書【就業促進】

令和8年度 7月から 8 月までにおける障害福祉サービス等職員就業促進事業に係る雇用状況を、下記のとおり報告します。

記

当月に雇用確定 となった人数		7月から当月までの 雇用確定人数合計	
2	人	5	人

当月までに雇用したすべての対象者について、
雇用開始日の順に記入。
添付する、雇用確定届(雇用時報告様式2)、雇
用条件等対象者確認書(雇用時報告様式3)と記
載内容に相違が無いよう注意して作成してくださ
い。

※令和8年7月から当月までに雇用したすべての対象者について、雇用開始日順に記載すること。

※「経験者」とは、過去に就労として福祉・介護業務経験を有する者を指します。

No.	事業所 管理番号	—	対象者番号 (①～③)	対象者氏名	経験者/未経験者 ※経験者は1事業所 1人まで	雇用開始日					勤務形態	雇用確定届の委 託料上限額		
1	1	—	①	〇〇 〇〇	未経験者	令和	8	年	7	月	1	日	週30H以上40H以内	1,980,000円
2	2	—	①	△△ △△	未経験者	令和	8	年	7	月	10	日	週20H以上30H未満	1,200,000円
3	3	—	①	×× ××	未経験者	令和	8	年	7	月	15	日	週20H以上30H未満	1,200,000円
4	3	—	②	福祉 花子	未経験者	令和	8	年	8	月	1	日	週30H以上40H以内	1,980,000円
5	4	—	①	福祉 太郎	経験者	令和	8	年	8	月	10	日	週30H以上40H以内	1,980,000円
6		—				令和		年		月		日		
7		—				令和		年		月		日		

事業所管理番号:人材センターHP
に掲載の「令和8年度障害福祉
サービス等職員就業促進事業 採
用予定事業所一覧」に記載されて
いる「事業所管理No.」の番号を記
入
対象者管理番号:当該事業所で雇
用した順番に①~採番

経験の有無を選択します。
※「経験者」(就労としての福祉・介護業務経験
を有する者)は、1事業所につき1人までです。

【勤務形態】を選択すれば、「委
託料上限額」が自動表示されま
す。

14		—				令和		年		月		日		
15		—				令和		年		月		日		
16		—				令和		年		月		日		
17		—				令和		年		月		日		
18		—				令和		年		月		日		
19		—				令和		年		月		日		
20		—				令和		年		月		日		
21		—				令和		年		月		日		
22		—				令和		年		月		日		
23		—				令和		年		月		日		
24		—				令和		年		月		日		
25		—				令和		年		月		日		

新たに雇用を開始した対象者がいる場合、
雇用開始日の翌5日(11月1日雇用開始の場合は11月5日)までに提出

雇用時報告様式 2

②雇用確定届(雇用時報告様式2)

東京都社会福祉協議会 様

令和 8年 9月 1日

セルの
説明

要入力箇所
要選択箇所
入力不要箇所

見本

<注意>

先に「⑥雇用条件等対象者確認書(雇用時報告様式3)」を作成してください

雇用確定届【就業促進】

令和8年度 8 月に障害福祉サービス等職員就業促進

免税が課税のいずれかを必ず選択してください。(応募書類を確認してください)未選択のままだと正しく数値が反映されません。

記

⑥雇用条件等対象者確認書(雇用時報告様式3)の内容が自動反映

課税

課税事業者・免税事業者いずれかを選択

1 対象者雇用確定内容

対象者管理番号	4	—	①	雇用期間	2026/8/10	~	2027/1/31		
雇用事業所等名	グループホーム フクシロウの家								
フリガナ	フクシ タロウ								
対象者氏名	福社 太郎			生年月日					
性別	男								
勤務形態	有料求人広告 採用経路「その他」の内容								
週30時間以上40時間以下(委託料上限額1,980,000円)	週20時間以上30時間未満(委託料上限額1,200,000円)								
1,980,000円	「委託料上限額」がこの対象者に支払える委託料の上限となります。								
①賃金	賃金のみ	賃金計算に使用する額	1,300円	賃金計算に使用する額	1,654円	143時間 30分	132時間 13分	134時間 0分	1,033,500円
	[A:時給の場合] 時間単価を直接入力	雇用時の時給(相当)		[B:月給の場合] 「諸手当を含む月給」÷「所定労働時間の月平均」で算出し、入力	1,654円	143時間 30分	132時間 13分	134時間 0分	
	[B:月給の場合] 「諸手当を含む月給」÷「所定労働時間の月平均」で算出し、入力	※小数点以下切り捨て		[B:月給の場合] 時給(相当)	1,654円	143時間 30分	132時間 13分	134時間 0分	
	法定福利費 ※社保金加入の場合○	○		雇用期間を通じて社会保険にすべて加入している場合は○を選択 ※いずれか1つでも加入していない場合は「加入×」を選択					155,025円
	賃金計								1,188,525円
法令遵守の宣誓 ※遵守状況を選択	○	労働関係法令等を遵守している。 ※法令等を遵守し、適切に社会保険等の加入手続きをしている場合は○を選択。遵守しない場合は、本事業利用不可。 ＜補足＞雇用開始から終了まで、法令の規定に従って、各種社会保険への加入が必要です。 社会保険加入条件は事業者用Q&A No.33を参考にしてください。							
労働関係法令等を遵守することを誓う場合は○、遵守しない場合、本事業は利用できません。	研修種別	介護福祉士実務者研修【初任者研修等修了者のみ選択可】	金額	税込	160,000円	税抜	145,454円		145,454円
	研修機関名	○×カレッジ	金額	税込	301,050円	税抜	273,681円		273,681円
	受講予定期間	2026/8/25 ~ 2027/1/10							
③求人広告費 ※税込額を入力 免税事業者=税込額 課税事業者=税抜額を反映	④管理事務費 事業経費計(B)	請求予定額(税抜)							
研修受講予定が適切なものかを確認します。雇用確定届の提出日までに受講する講座を選定し、研修機関・日程等を記載してください。 ※受講予定期間は雇用期間中になるように選定してください。	②研修受講費、③求人広告費について 免税事業者、課税事業者いずれも税込額を入力 ※免税事業者は税込額が、課税事業者は税抜額が反映されます。								
上記に占める賃金計の額の割合	※事業費の50%以上を賃金が占める必要があります。50%未満の場合は賃金が50%になるよう調整を行います。								72.1%
消費税	※課税事業者のみ金額が反映されます。								164,766円
請求予定額(合計)									1,812,426円
請求額算出の条件	1) 上記の雇用形態による「委託料上限額(A)」と「事業経費計(B)」とのいずれか低い額が反映されます。 2) さらに、請求上限額(税抜)に占める賃金割合が50%以上となるように調整されます。								

③雇用条件等対象者確認書（雇用時報告様式3）

セルの説明	要入力箇所
	要選択箇所
	入力不要箇所

見本

雇用条件等対象者確認書【就

人材センターHPに掲載の「令和8年度障害福祉サービス等職員就業促進事業 採用予定事業所一覧」に記載されている「事業所管理No.」の番号を入力。丸数字は当該事業所での雇用順に①～と採番。

【基本事項】

①法人名	社会福祉法人 フクシロウの会			No.」の番号を入力。丸数字は当該事業 雇用順に①～と採番。			
②雇用事業所等名	グループホーム フクシロウの家						
③対象者氏名	フリガナ 氏名	フクシ タロウ 福祉 太郎	対象者管理番号	<table><tr><td>4</td><td>-</td><td>①</td></tr></table>	4	-	①
4	-	①					
④雇用期間	2026/8/10	～	2027/1/31	事業所管理番号通りの「事業所・施設名」を正確			
⑤勤務形態	○	週30時間以上40時間以下					
		週20時間以上30時間未満		入力すると、②雇用確定届(雇用時報告様式2)と 績報告書(実績報告様式 1-1)のシートに、内容が 反映するようになっていきます。			
⑥雇用期間中に 受講する研修	介護福祉士実務者研修【初任者研修等						

事業所管理番号通りの「事業所・施設名」を正確に記入

入力すると、②雇用確定届(雇用時報告様式2)と、②実績報告書(実績報告様式 1-1)のシートに、内容が自動反映するようになっています。

【確認事項】

※以下、対象者本人が確認し、自筆にてチェックマーク✓を記入すること。

雇用契約内容の確認	あなたは、「東京都障害福祉サービス等職員就業促進事業」の対象者として、上記の雇用期間(④)で <u>有期雇用契約を締結し、週20時間以上40時間以内の勤務時間(⑤)の中で、福祉・介護業務に従事しながら対象の研修(⑥)を受講することについて、説明を受けましたか。</u>			✓
離職状況の確認	あなたは、 <u>上記雇用期間の開始日時点で離職していますか</u> (自営業や、他の法人でのパート・アルバイト・派遣を含めて勤務していない)			✓
勤務経験等の確認	雇用期間の開始前の勤務経験等について、該当するものを1つ選択してください。	✓	離職者 (勤務経験がある方 ※アルバイト含)	対象者が内容を確認し、 <u>自筆で</u> チェックマークを記入
			未就業者 (勤務経験が無い方)	
			主夫・主婦 (配偶者がおり、直近5～10年間で勤務経験が無い方)	
	「経験者(※)」に該当しますか。いずれかを選択してください。 ※「経験者」とは、就労としての福祉・介護業務経験を有する者を指します。	✓	経験者に該当する ※1事業所につき1人まで	いずれか1つのみにチェック ※経験者は1事業所1人まで
			経験者	
	あなたは、これまでに一度も上記①の法人で勤務したことはありませんか (パート・アルバイト・派遣を含めて勤務したことがない)			✓
継続雇用に関する説明	事業者(法人)から、 <u>上記雇用期間の終了後も、双方合意があれば継続雇用が可能であることについて説明を受け、現時点で上記雇用期間(④)の終了後も継続勤務する意思がありますか</u>			✓
研修受講に関する説明	事業者(法人)から、 <u>上記雇用期間(④)内に対象の研修(⑥)を修了しなければならないことについて、説明を受けましたか</u>			✓
	事業者(法人)から、 <u>研修受講時間も勤務時間に含まれる(賃金支払対象になる)ことについて、説明を受けましたか</u>			✓
	事業者(法人)から、 <u>研修受講料の支払いは事業者(法人)が行うことについて、説明を受けましたか</u>			✓
業務に関する説明	事業者(法人)から、 <u>上記雇用期間(④)中、雇用されたサービス種別の障害福祉サービス事業所で福祉・介護業務に従事しなければならないこと、また、同一法人の他事業所(他のサービス種別)と兼務しないことについて、説明を受けましたか</u>			✓

令和 8 年 8 月 1日

上記記載事項について確認しました。

氏名
(自署)

福祉 太郎

対象者の自筆(押印不要)

※上記記載事項の個人情報は、障害福祉サービス等職員就業促進事業以外の目的で使用されることはありません。

見本

①請求書（実績報告様式2）

東京都社会福祉協議会

「課税(※)」「免税」法人として該当する方を選択してください

※課税：課税期間における課税売上高が1,000万を超える事業者は、消費税の納税義務者(課税事業者)となります。詳細は国税庁ホームページへ。

課税

T 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

所在地 東京都千代田区飯田丸5-0-00

法人名 社会福祉法人 フクシロウの会

△ △ 社会
△ △ 福祉
△ △ 法人
印

※課税の場合は、Tから始まる13桁の番号を記入ください。万が一、番号取得が済んでいない場合にはご一報ください。

請求書

法人印

令和8年度障害福祉サービス等職員就業促進事業に係る 1 月に雇用終了した対象者の委託料について、実績報告書及び必要書類を添付の上、下記のとおり請求します。

各対象者の②実績報告書(実績報告様式1-1)に記載の雇用終了月と一致していることを確認ください。

金 1,764,325 円

2ページ目「請求対象者一覧」の合計金額と一致

税込

消費税

10%対象

¥1,764,325

¥160,393

※振込みは下記の口座をお願いします。

金融機関名	〇〇銀行	金融機関コード(4桁)	△△△△
支店名	●●●●支店	支店コード(3桁)	▲▲▲
口座種目	☒ 普通 ☐ 当座 ☐ 貯蓄		
口座番号	右詰めで7桁の番号を記入のこと	1	2 3 4 5 6 7
フリガナ	フクシロウノカイ	フリガナも忘れずに	
口座名義	社会福祉法人 フクシロウの会		

※口座名義は正確な名称を記入してください。お振込みができない場合がございます。

見本

※請求対象者一覧【就業促進】

	事業所 管理番号	—	対象者 管理番号	対象者氏名	請求額 実績報告様式1-1 実績内訳「3 請求額」 の「請求額(合計)」の額を転記
1	4	—	①	福祉 太郎	1,764,325
2		—			
3		—			
4		—			
5		—			
6		—			
7		—			
8		—			
9		—			
10		—			
11		—			
12		—			
13		—			
14		—			
15		—			
16		—			
17		—			
18		—			
19		—			
20		—			
21		—			
22		—			
23		—			
24		—			
25		—			
合計					1,764,325

各対象者の②実績報告書(実績報告様式1-1)
の「請求額(合計)」の金額を転記

令和8年 2月1日

東京都社会福祉協議会 様

受託者

法人名

担当名

TEL

②実績報告書（対象者別内訳）
（実績報告様式1-1,1-2）

セルの説明

要入力箇所

要選択箇所

入力不要箇所

セルの説明に沿って
入力ください。

見本

実績報告書(対象者別内訳)【就業促進】

令和8年度 1 月に雇用終了した下記の者につき、障害福祉サービス等職員

記

免税か課税かのいずれかを必ず選択してください。
(応募登録時の情報もしくは雇用確定届を確認してください。)未
選択のままだと正しく数式が反映されません。

課税

課税事業者・免税事業者いずれかを選択

1 対象者雇用実績内容

対象者管理番号	4	—	①	雇用期間	2026/8/10	2027/1/31
雇用事業所等名	グループホーム フクシロウの家			資格取得(研修修了)状況と、継続雇用の状況を入力		
対象者氏名	フリガナ フクシ タロウ	氏名 福祉 太郎		資格取得(○・×)	○	契約終了後の継続雇用(○・×)
雇用期間内に資格取得ができなかった理由 ※資格取得(×)の場合のみ →原則、委託料支払い対象外です。						
勤務形態 ※いずれかを選択	○	週30時間以上40時間以下				
		週20時間以上30時間未満				
①賃金	賃金のみ	1,300円	×	8 月 125 時間 30 分	9 月 125 時間 0 分	10 月 135 時間 0 分
				1 月 143 時間 30 分	12 月 132 時間 0 分	1 月 134 時間 0 分
				時間 分		
						1,033,500 円
賃金台帳等により、事業対象期間の社会保険の加入状況(天引き状況等)を確認します。	○	雇用期間を通じて社会保険にすべて加入している場合は○を選択 ※いずれか1つでも加入していない場合は「加入×」を選択				155,025 円
雇用・労災保険のみの加入であっても、労働関係法令の遵守状況を本誓約欄で確認します。	○	労働関係法令等を遵守している。 ※法令等を遵守し、適切に社会保険等の加入手続きを完了し、 ＜補足＞雇用開始から終了まで、法令の規定に基づき、各種社会保険への加入が必要です。 社会保険加入条件は事業者用Q&A No.33を参考にしてください。				1,188,525 円
②研修受講費 ※税込額を入力 免税事業者=税込額 課税事業者=税抜額を反映	研修種別	介護福祉士実務者研修【初任者研修等修了者のみ選択可】			金額	160,000 円
	研修機関名	○×カレッジ			税抜	145,454 円
	受講期間	2026/8/15 ~ 2027/1/11				
③求人広告費 ※1-2に入力 免税事業者=税込額 課税事業者=税抜額を反映						229,953 円
④管理事務費						40,000 円
事業経費計						1,603,932 円

2 委託料上限額

委託料上限額			
--------	--	--	--

3 請求額

請求額	請求額	※請求額	1,603,932 円
上記に占める賃金計の額の割合	※事業費の50%以上を賃金が占める必要があります。50%未満の場合は賃金が50%になるよう調整を行います。		74.1%
消費税	※課税事業者のみ金額が反映されます。		160,393 円
請求額(合計)	※この金額を実績報告様式2 請求書の「※請求対象者一覧」に転記してください。		1,764,325 円
請求額算出の条件	1) 雇用確定届で確定した委託料上限額の範囲内(「委託料」) 2) さらに、請求額(税抜)に占める賃金割合が50%以上となるように調整されます。		

見本

③賃金台帳（例）

年		賃金台帳					
生年月日	雇入年月日	所属		氏名		性別	
賃金計算期間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
労働日数	20.0 日						日
①労働時間数	160.0 時間						時間
②時間外労働時間数	8.0 時間						時間
休日労働時間数	時間						時間
早出残業時間数	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
深夜労働時間数	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
基本賃金	210,000 円	円	円	円	円	円	円
所定時間外割増賃金	13,120 円	円	円	円	円	円	円
小計	223,120 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
非課税分賃金額	円	円	円	円	円	円	円
合計	223,120 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
③社会保険料控除							
健康保険	10,500 円				円	円	円
厚生年金・保険	19,500 円				円	円	円
雇用保険	1,100 円				円	円	円
小計	31,100 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
差引残	192,020 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

◆労働時間数の証明

時間外労働時間を含まない時間数が分かるものを提出してください。

なお、「月途中で雇用期間が終了となる」など以下①～③の場合は、日ごとの労働時間数が確認できるタイムシートや勤務報告書もあわせてご提出ください。

（例①：賃金の締め日と一致しない場合）

賃金の締め日が毎月20日の事業者において、7/1～11/30に雇用した対象者の報告
⇒7/1～11/20分については賃金台帳、11/21～11/30分はタイムシートの写しを提出

（例②：賃金台帳の作成が間に合わない場合）

賃金の締め日が毎月末日の事業者において、8/1～1/31に雇用した対象者の報告
⇒1/1～1/31分の賃金台帳の作成が2/10の提出期限に間に合わなければ、8/1～12/31分については賃金台帳、1/1～1/31分はタイムシートの写しを提出

（例③：月途中で雇用期間が終了となる場合）

本事業における有期雇用契約期間は12/15まで（計上できる労働時間は12/15まで）であるが、継続雇用となり、賃金台帳上の12月の賃金は12/1～12/30分である対象者の報告
⇒～11/30分までについては賃金台帳、12/1～12/15分はタイムシートの写しを提出

◆社会保険の加入状況の証明

社会保険料等の控除の状況が分かるものをご提出ください。

見本

④研修等受講料の領収書（例）

請求書ではなく領収書		領収書		No.123456789
				〇〇〇〇年〇月〇日
社会福祉法人 ◆◆◆ 様		研修は雇用期間中に受講することが必須ですが、受講料の振込は事業受託期間であれば可。		
宛名は法人名				
¥ 〇〇,〇〇〇-				
但し □□ □□様 サービス管理責任者研修(基礎研修) 受講料として				
内 税 税抜金額 消費税額等	受講者名(対象者名)、受講研修名の記載がある		東京都〇〇区〜〜〜 株式会社△△△△△ TEL:00-0000-0000	
			株式会社	

・領収書(※)は、以下の点に注意してください。

☒ 宛名は、事業者(法人)宛

☒ 但し書きには、対象者名と受講研修名を記載

※上記を満たした領収書が提出できない場合、請求書+法人が支払ったことの証明書でも場合により可とします。

《注意》

講座が自社開講の場合、自社で開講している旨・研修機関名・研修受講期間・対象者氏名・金額(研修受講料を計上する場合)を明記した書類に法人印を押印のうえ提出してください。また、自社開講の講座の研修費用を法人が負担している場合は、領収書に代わり、**対象者の研修費用を法人で負担していることがわかる会計関係帳簿(例:総勘定元帳等)**を提出してください。

＜参考＞ 自社開講の旨の申出書 記入例

株式会社〇〇〇〇では、介護職員初任者研修を以下のとおり自社で開講しました。

研修機関名：〇〇〇〇スクール

研修受講期間：2026/7/5～2026/10/15

対象者氏名：□□ □□

金額：80,000円(税込)※消費税10%

2026年11月30日

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 東社協 太郎

株式会社

提出日	令和9年1月25日
法人名	社会福祉法人 フクシロウの会

見本① (対象者4-①の請求前)

領収書1種類につき1つの番号を設定	領収書の金額と一致	本事業以外の広告費を除いた金額(本事業の対象者分の合計額)	対象者ごとの金額
			-
			-

対象者ごとの金額

提出日	令和9年2月5日
法人名	社会福祉法人 フクシロウの会

見本② (対象者4-①の請求時)

領収書 番号	求人広告媒体名	掲載時期	相手方(請求元)	支払額(税込) ※領収書金額 と一致	他事業・他 職種との案 分	本事業採算額(税込) ※他事業との 委分後 の総額	対象者ごとの請求金額		対象者の 雇用終了月	対象者情報				
							(税込)	(税抜)		事業所 番号	対象者 番号	氏名		
1	求人情報誌○○	7月	○○社	110,000	なし	110,000	20,000	18,181	令和8年12月	1	—	①	○○	○○
1							30,000	27,272	令和8年12月	2	—	①	△△	△△
2	求人情報誌□□	7月	○○社	60,000	なし	60,000	30,000	27,272	令和8年12月	3	—	②	福祉	花子
2		8月					30,000	27,272	令和9年1月	4		①	福祉	太郎
3	ポスター掲示	7月	△△社	50,000	なし	50,000	50,000	45,454	令和8年12月	1	—	①	○○	○○
4	求人サイト××	7月	××社	300,000	あり	200,000	72,950	66,318	令和8年12月	3	—	①	××	××
4							72,950	66,318	令和9年1月	4	—	①	福祉	太郎
5	新聞折込チラシ	7月	▲▲社	150,000	なし	150,000	150,000	136,363	令和9年1月	4	—	①	福祉	太郎

前回提出時のデータを加工し、今回対象者分の行を追加して入力
※一つの経費を複数の対象者で案分して計上する場合、領収書番号ごとに昇順で記載し、新たに請求する対象者分の行を挿入して入力(更新)してください。

見本

⑥求人広告の領収書（例）

領 収 書		No.E12345
宛名は法人名	社会福祉法人 ◆◆◆ 様	〇〇〇〇年〇月〇日
¥ 〇〇,〇〇〇-		
但し、令和8年度東京都障害福祉サービス等職員就業促進事業 求人広告掲載料として(2026年7月1日～7月30日掲載分)		
内 税 抜 金 消 費 税	本事業対象求人であることが記載 掲載期間が受託決定日～令和8年11月1日までである ことが記載	~~~~ △△△△ 0000
		△△△△ △△△△ △△△△ 株式会社

・領収書(※)は、以下の点に注意してください。

☒ 宛名は、**事業者(法人)宛**

☒ 但し書きには、**本事業対象求人であることと事業期間内の掲載期間**を記載

※上記を満たした領収書が提出できない場合、請求書＋法人が支払ったことの証明書でも場合により可とします。

＜使途＞下記の3つに限ります。

- ①求人情報誌や求人情報サイト、SNSへの求人情報掲載経費
- ②新聞折込チラシの印刷経費・折込手数料
- ③ポスティングチラシの印刷経費・配布手数料

＜掲載期間＞

受託決定日以降、令和8年11月1日まで

見本

⑦求人広告掲載画面（例）

求人サイト
フクシロウナビ

掲載媒体名

千代田区

飯田橋

パ グループホーム フクシロウの家 <世話人>のパート求人
雇用形態



【月給】198,000円～232,000円

* 年に1回の昇給有

【時間】①7:00～16:00 ②8:30～17:30

③11:00～20:00 ④16:00～翌9:00

応募へ進む

東京都障害福祉サービス等職員就業促進事業対象求人

働きながら資格が取れる！アットホームな空間でやりがいのある福祉のお仕事ははじめませんか？

<勤務場所>

<賃金・時間>

勤務場所

本事業対象求人であること

<東京都障害福祉サービス等職員就業促進事業とは？>

- ・最大6ヶ月の有期雇用！（継続雇用可）
- ・勤務時間内で研修受講。受講中も給与が発生！

<掲載内容>

- ①本事業対象者の求人であることが明らかであること
- ②勤務場所
- ③雇用形態

※本事業対象者の求人を、対象外の求人と同時に行うことは可能です。ただし、委託料の請求に当たっては、勤務形態や募集職種等で案分することにより、本事業にかかった分の金額のみを算出してください。
※本事業と異なる内容（例：Wワーク可、週1からOK等）が掲載されている場合は、事業外求人の掲載があるとみなします。

（例1：勤務形態）

20万円の求人広告に「世話人（正社員）、世話人（パート・就業促進）」で募集をした場合
→20万円÷2＝10万円を就業促進の対象経費として計上

（例2：職種）

例：16万円の求人広告に「サービス提供責任者、ケアマネジャー、事務員、生活支援員（就業促進事業）」で募集をした場合
→16万円÷4＝4万円を就業促進事業の対象経費として計上 など

<実績報告時に写しを提出する際の注意点>

上記掲載内容①～③＋広告を掲載した「媒体名」を確認できる写しをご提出ください。